

○大津町建設コンサルタント業務等委託最低制限価格事務取扱要領

令和4年7月1日

要領第41号

(趣旨)

第1条 この要領は、大津町が発注する測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託（以下「建設コンサルタント業務等委託」という。）の入札について、過度な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の10第2項及び第167条の13並びに大津町財務規則（昭和60年規則第12号）第78条及び第81条の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける業務は、予定価格が50万円を超え、かつ、競争入札に付する建設コンサルタント業務等委託とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りではない。

(基準価格の設定)

第3条 対象業務には、最低制限価格の基準となる価格（以下「基準価格」という。）を設けるものとする。

2 対象業務に係る基準価格は、別表業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、同表算定基礎額1の欄から算定基礎額4の欄までに掲げる予定価格算定の基礎となつた額（円未満切捨て）を合計した額とする。ただし、基準価格が予定価格に100分の81を乗じて得た額を超える場合は予定価格に100分の81を乗じて得た額（円未満切捨て）、基準価格が予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）（測量業務の場合は、基準価格が予定価格に100分の82を乗じて得た額を超える場合は予定価格に100分の82を乗じて得た額（円未満切捨て）、基準価格が予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）、地質調査業務の場合は、基準価格が予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合は予定価格に100分の85を乗じて得た額（円未満切捨て）、基準価格が予定価格に3分の2を乗じて得た額に満

たない場合は予定価格に3分の2を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

3 前項の規定により難しい場合は、予定価格に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）（地質調査業務の場合は予定価格に3分の2を乗じて得た額（円未満切捨て））を基準価格とする。

4 町長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、基準価格を予定価格に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）から予定価格に100分の81を乗じて得た額（円未満切捨て）まで（測量業務の場合は、予定価格に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）から予定価格に100分の82を乗じて得た額（円未満切捨て）まで、地質調査業務の場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額（円未満切捨て）から予定価格に100分の85を乗じて得た額（円未満切捨て）まで）の範囲内において定めることができる。

（入札参加者への周知）

第4条 町長は、最低制限価格を設けるときは、入札参加者に対し、公告、指名通知等によりその旨を周知するものとする。

（最低制限価格の算定方法）

第5条 最低制限価格は、開札の直前に設けるものとし、その額は、基準価格に1.00000から1.01000までの範囲内において無作為に抽出するランダム係数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項のランダム係数の抽出は、電子入札案件（大津町競争契約入札心得（平成9年告示第27号）に規定する電子入札案件をいう。以下同じ）にあつては電子入札システムにより、電子入札案件以外の契約案件にあつては開札の場所において電子計算機等を用いて行うものとする。

（最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合の措置）

第6条 町長は、最低制限価格を下回る価格の入札が行われた場合は、施行令第167条の10第2項の規定により、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

（最低制限価格の公表）

第7条 町長は、落札者を決定した後、速やかに最低制限価格を公表するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年7月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する

(施行期日)

2 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月21日要領第2号)

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

業務区分	算定基礎額1	算定基礎額2	算定基礎額3	算定基礎額4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額